

神奈川県の プラスチックごみ対策について

神奈川県庁資源循環推進課

はじめに

近年、プラスチックごみによる海洋汚染について、G20大阪サミット等の国際会議において議論が行われており、日本やEUではプラスチックの循環的利用に関する戦略が策定されるなど、早急な対応が地球規模での課題となっています。

また、廃プラスチックの輸入規制が、2017年の中国を皮切りに東南アジア諸国等において行われており、2021年1月には、「有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（いわゆる「バーゼル条約」）の規制対象へ廃プラスチックを加える附属書が発効となりました。これらのことから、プラスチックごみの削減や国内循環の重要性がますます高くなっています。

神奈川県の取組

本県では、鎌倉市由比ガ浜の海岸にシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されたことを契機として、2018年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」（以下「プラごみゼロ宣言」という。）を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみをゼロにすることを目指しています。

また、この目標達成に向け、2020年3月に「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、①ワンウェイプラの削減、②プラごみの再生利用の推進、③クリーン活動の拡大等の3つの推進方策を定め、具体的な取組を進めています。

また、このプラごみゼロ宣言には、2020年10月末現在、2,000者を超える企業、団体、学校等から賛同をいただいています。



1 ワンウェイプラの削減

本県では、国のレジ袋有料化の義務付けを踏まえ、これまでのレジ袋削減の取組をワンウェイプラ削減の取組に広げ、ワンウェイプラの店頭回収、プラ製容器の削減や代替素材への転換などについて、事業者や市民団体等と協力しながら取組を進めています。

(1) 推進体制

県内の市町村、スーパーなどの企業や各商店街連合会、市民団体等160者で構成する「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」が2020年7月に発足しました。

(2) 具体的な取組

県が中心となって、上記実行委員会におけるワンウェイプラ削減に関する取組を取りまとめ、先進事例等を積極的に情報発信することにより、各主体の連携・協力を促進し、さらなるプラごみの削減につなげていきます。

また、今後は、実行委員会の構成員や県民、学校等

を対象として「ワンウェイプラ削減フォーラム」を開催し、新たな事業の創出や取組の拡大を図ります。

そのほか、ワンウェイプラの代替商品の情報発信等を行っていきます。

2 プラごみの再生利用の推進

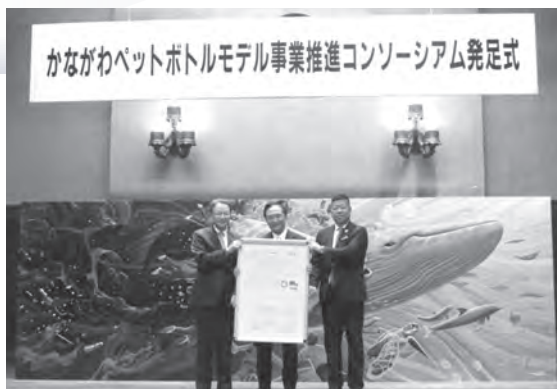
最も身近なプラスチックであるペットボトルは、繰り返しリサイクルすることが可能ですが、分別の不徹底などにより、ペットボトル素材への再生利用実績は13%※と低い状況です。

そこで、県は、清涼飲料製造事業者や（一社）全国清涼飲料連合会などの団体、ごみ処理・再生の事業者、市町村と連携した取組を推進することにより、ペットボトルがペットボトルに再生される社会を目指します。

※「PETボトルリサイクル年次報告書2020」（PETボトルリサイクル協議会）より

(1) 推進体制

清涼飲料製造事業者、廃棄物処理業者等で構成する「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」が2020年3月に発足しました。



コンソーシアム発足式の様子

(2) 具体的な取組

県、市町村、上記コンソーシアム参加企業等により、モデル地域内でのペットボトルの3分別（ボトル本体とラベル・キャップ）等の徹底や、複数の事業者が連携した効率的な回収モデルの構築など、回収から再生利用までの効率的な仕組みづくり（モデル事業）を行います。このモデル事業は、効果を検証した後、他の地域にも普及させることを目指すとともに、再生されたペットボトルが利用されるよう、企業・団体や県民に働きかけていきます。

また、県は、自らの取組として、県庁から排出されるペットボトルについて、ベンダーや廃棄物処理業者と協力し、ペットボトルへの再生利用を進めています。

3 クリーン活動の拡大等

県は、平成9年に企業、団体、市町村等により構成される「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」を設置し、これまで美化運動や不法投棄対策に取り組んできました。また、市町村や（公財）かながわ海岸美化財団等が県内で実施するクリーン活動に令和元年度は約56万人が参加しています。

今後は、こうした地域に根付いたクリーン活動の輪をさらに広げるとともに、監視パトロール等を強化することにより、不法投棄対策を一層進めていきます。

(1) 推進体制

上記協議会において、引き続き事業の評価を行うとともに今後の取組について検討します。

(2) 具体的な取組

・クリーン活動の拡大

「かながわクリーンアクティブ・フォーラム」を開催し、市民団体の活動報告や行政・企業による支援メニューの

紹介など地域ごとの取組の情報を収集・提供することにより、河川や海岸の清掃活動に、多くの県民や企業が参加する仕組みづくりを進めていきます。

・不法投棄対策の推進

ドローンを活用したスカイパトロールを実施することにより、不法投棄の早期発見・早期回収に努めてい



ます。さらに、不法投棄の発見や通報に関する協定を締結した団体・企業等と連携・協力して、不法投棄防止用の啓発ステッカーを各団体・企業等の車両へ掲示するなどの取組を行うことにより、不法投棄をさせない社会づくりを進めていきます。

4 その他の取組

プラごみゼロ宣言の3つの推進方策がより効果的に進むよう企業・団体や県民への普及啓発を行うとともに、プラごみ等の実態調査を実施します。

(1) 普及啓発

スポーツイベント等で回収したプラごみを使って作製した作品の展示や動画の広告等により、プラごみゼロ宣言の普及啓発を行っています。また、学校、企業等を対象とした出前講座を実施し、地域の環境学習を推進しています。

(2) 実態調査

プラごみをはじめとする廃棄物の排出状況を調査するため、県内の約15,000事業所を対象とする廃棄物の総合実態調査を行い、今後の取組に活用していきます。

また、海洋プラスチックごみ問題への対策を効果的に進めるため、相模湾沿岸に漂着したプラごみの種類やマイクロプラスチックの発生源を把握する実態調査を、河川や海岸等で行っています。

本県では、これらの取組を通じ、将来の世代に良好な自然環境を引き継いでいきます。



プラごみゼロ宣言の本文や
アクションプログラムの詳細についてはこちら
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html>



普及啓発用動画の公開先はこちら
<http://www.youtube.com/watch?v=YnEAK72Q6Gw>

